

茨木市中学校給食センター整備・運営事業

入札説明書（修正版）

令和4年（2022年）4月5日

令和4年（2022年）5月9日修正

茨木市

<目次>

I	事業概要	- 1 -
1	事業名称	- 1 -
2	公共施設の管理者名称.....	- 1 -
3	本事業の目的	- 1 -
4	本事業の基本方針.....	- 1 -
5	事業の内容	- 2 -
II	入札参加者に関する条件	- 5 -
1	入札参加者の構成.....	- 5 -
2	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	- 6 -
III	事業者の募集及び選定に関する事項	- 10 -
1	募集及び選定の方法.....	- 10 -
2	募集及び選定スケジュール.....	- 10 -
IV	入札に関する事項	- 11 -
1	入札手続き	- 11 -
2	入札参加に関する留意事項.....	- 14 -
3	入札予定価格	- 16 -
V	落札者の決定	- 17 -
1	落札者の決定	- 17 -
2	審査結果の通知.....	- 17 -
3	審査結果等の公表.....	- 17 -
VI	提案に関する条件	- 18 -
1	立地条件等	- 18 -
2	事業者が行う業務.....	- 18 -
3	業務の委託	- 18 -
4	入札時算定年間給食提供食数.....	- 19 -
5	事業者の収入	- 19 -
6	市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	- 20 -
7	保険	- 20 -
8	市と事業者の責任分担.....	- 20 -
9	財務書類の提出.....	- 20 -
VII	契約に関する事項	- 21 -
1	契約手続き	- 21 -
2	事業契約の概要.....	- 21 -
3	契約金額	- 21 -
4	契約の保証	- 21 -
5	特別目的会社の設立.....	- 21 -

6	事業者の事業契約上の地位.....	- 21 -
7	融資金融機関との協議.....	- 21 -
VIII	入札書類.....	- 22 -
1	入札参加資格確認書類.....	- 22 -
2	その他関係書類.....	- 22 -
3	提案審査書類.....	- 22 -
IX	その他.....	- 25 -
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	- 25 -
2	事業の継続が困難となった場合における措置.....	- 25 -
3	情報公開及び情報提供.....	- 26 -
4	入札手続きに関する問い合わせ.....	- 26 -

この入札説明書は、茨木市が、PFI法に基づき特定事業として選定した茨木市中学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

用語の定義

市	茨木市をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
PFI事業	PFI法に基づく事業をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
本施設	本事業で、事業者が事業用地において設計・整備等を行う施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する資料一式（実施方針、要求水準書（案）及び添付書類）をいう。
サービス対価	本施設の整備・運営業務に係るサービスの対価として、市が事業者に対して支払う料金をいい、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価で構成される。
入札参加者	本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された者をいう。
落札者	事業者候補者選定委員会の意見を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
応募グループ	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループをいう。
構成企業	応募グループを構成する法人で、業務の一部を特別目的会社又は他の構成企業から直接受託・請負をし、かつ特別目的会社に出資する法人をいう。
協力企業	応募グループを構成する法人で、特別目的会社には出資を行わないが、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する法人をいう。
代表企業	構成企業のうち、最も高い出資割合を負担するもので、構成企業を代表し入札手続きを行う者をいう。
構成員	構成企業と協力企業をいう。
事業者候補者選定委員会	PFI事業実施に必要となる事項及び事業提案書に係る専門的かつ客観的な視点から検討等を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織（茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会）をいう。
学校給食施設	学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。

I 事業概要

1 事業名称

茨木市中学校給食センター整備・運営事業

2 公共施設の管理者名称

茨木市長 福岡 洋一

3 本事業の目的

市では、令和3年（2021年）3月に策定した「茨木市中学校給食基本計画」に基づき、全員喫食でのセンター方式による中学校給食を実施するため、安全安心な学校給食を提供することを第一に、茨木市中学校給食センター（以下「給食センター」という）の新設を行うことにした。

本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に引き出し、良質で、効果的な学校給食の提供を行うことを目的とする。

4 本事業の基本方針

本事業は次の基本方針に基づいて実施するものとする。

(ア) 基本方針1 安全で安心な学校給食の提供

(a) 適切な衛生管理環境・体制の構築

安全で安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づいた適切な衛生管理環境や体制を構築します。

(b) 食物アレルギー対応

食物アレルギーのある生徒に学校給食を提供できるよう、食物アレルギーに対応するための施設や体制等を目指します。

(イ) 基本方針2 栄養バランスの優れた魅力的な学校給食

(a) 中学生にふさわしい献立

中学生は心身の成長が著しい時期であることから、必要な栄養素及びエネルギーを適正にバランスよく摂取できる中学生にふさわしい献立を実現します。

(b) 五感で楽しめる魅力的な学校給食

学校給食において、必要な栄養素及びエネルギーを効果的に摂取できるよう、味、食感、提供温度に配慮し、旬の食材や素材の持ち味を生かした魅力的な学校給食を目指します。

(ウ) 基本方針3 持続可能な学校給食の提供

(a) 安定した学校給食の提供

新たな中学校給食の導入にあたっては、イニシャルコスト、ランニングコストだけでなく、環境にも配慮し、公共サービスとして長期にわたり安定した学校給食の実現を目指します。

(b) 将来変動にも対応できる学校給食

持続可能な学校給食を実現するため、現在の状況だけでなく、将来起こりうる生徒数の増減や、学校の統廃合にも柔軟に対応できる実施体制、学校給食施設等を整えます。

(c) 災害時における早期復旧、学校給食の早期再開・継続並びに地域貢献

災害時においても被害を最小限に抑え、早期復旧を可能にし、学校給食を早期に再開・継続するとともに、食材を含む救援物資や情報の提供等、地域貢献のできる学校給食施設を目指します。

(エ) 基本方針4 食育・地産地消の推進

(a) 生きた教材となる学校給食

中学生が将来に向けて自らの食事を自ら選択し管理していく力を養えるよう、また食事を通してよりよい人間関係を身につけることができるよう、学校給食を生きた教材とし、健全な食生活の基礎づくりを目指します。

(b) 様々な食体験ができる学校給食

学校給食を通して、行事や季節、多様な文化に触れることのできる食体験を中学生に提供できるような献立の実現を目指します。

(c) 地域とつながる学校給食

献立の作成と給食物資の選定にあたっては、茨木市産や大阪府産等の地場産の食材を積極的に取り入れることにより、地域の自然や文化等への理解を深め、郷土を愛する心を育みます。

また、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)については、本市総合計画のめざすべき方向性と同様であるので、給食センターの整備運営に当たっては、PFI手法を用い、市と事業者がこれらの視点を踏まえながらともに協力して事業を実施することで、SDGsの達成に貢献する。

5 事業の内容

① 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和21年(2039年)7月31日までとする。

③ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設業務

(a) 事前調査業務及びその関連業務

(b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務

(c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品・運営備品調達業務（食器・食缶を含む）
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 学校配膳室の什器・備品調達業務（配膳室棚、冷蔵庫、学級用配膳台等含む）
- (i) その他関連業務（交付金申請等支援、事業者の行為に関する近隣対応・対策業務等を含む）

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構等を含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 付帯施設保守管理・修繕業務
- (d) 調理設備保守管理・修繕業務
- (e) 調理備品・運営備品保守管理・修繕業務（調理備品・運営備品更新を含む）
- (f) 事務備品保守管理・修繕業務（事務備品更新を含む）
- (g) 学校配膳室の什器・備品保守管理・修繕業務（学校配膳室の什器・備品更新を含む）
- (h) 清掃業務（定期的建物清掃）
- (i) 警備業務
- (j) その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（日常の食材検収補助業務、衛生管理業務、洗浄等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等を含む）
- (c) 配膳業務（事業者が調達する配膳室備品保守管理業務、及び配膳員による回収準備業務を含む）
- (d) 残渣・廃棄物処理等業務（配膳員による関係業務を含む）
- (e) 食育支援業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援を含む）
- (f) その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

④ 市が行う業務

市が行う業務は、「③事業の範囲」に示す以外の一切の業務とし、以下の業務を含むものとする。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 近隣対応（市の意思決定に関する事項）
- (b) 配膳室整備業務

(イ) 開業準備業務

- (a) 試食会・リハーサル等の実施協力

(ウ) 維持管理業務

- (a) 大規模修繕業務
- (b) 配膳室保守管理、修繕等業務（事業者が調達する備品類の維持管理は除く）

(エ) 運営業務

- (a) 献立作成・栄養管理業務
- (b) 食材調達業務
- (c) 食材検収業務
- (d) 食育
- (e) 広報業務（見学者対応含む）
- (f) 光熱水費支払い
- (g) 給食費徴収管理業務
- (h) その他（配送校の調整、検食等）

⑤ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑥ 施設概要

本施設の概要は、次のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

- ・事業用地：茨木市彩都はなだ一丁目2番3、2番4、3番1
- ・敷地面積：17,687 m²
- ・調理能力：最大9,000食/日（アレルギー対応食含む）

⑦ 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和4年（2022年）12月
設計・建設期間	令和4年（2022年）12月～ 令和6年（2024年）10月（約22ヶ月間）
本施設の所有権移転	令和6年（2024年）10月末
開業準備期間	令和6年（2024年）11月～ 令和6年（2024年）12月（約2ヶ月間）
維持管理・運営期間	令和7年（2025年）1月～ 令和21年（2039年）7月（14年間7ヵ月間）

II 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、次表において定義する構成企業と協力企業（以下、これらを「構成員」という。）で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

項目	定義
構成企業	・ 本事業のために設立する特別目的会社に出資を予定し、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する法人、及び ・ 本事業のために設立する特別目的会社に出資を予定し、一部の重要な業務を他の構成企業から直接受託・請負する法人
協力企業	・ 特別目的会社には出資を行わないが、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する法人
代表企業	・ 構成企業のうち、最も高い出資割合を負担するもので、構成企業を代表し入札手続きを行う者

(2) 構成企業等の明示

応募グループを構成する構成員は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業がI5③に記載の業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募グループの構成員になることはできない。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員の一部又は全部が入札参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、構成企業等変更承諾願（様式2-2）を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがある。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

② 提案審査書類提出日から落札者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で、入札参加者が構成員の変更（入札参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下の（1）、（2）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。なお、本事業について事業者候補者選定委員会の委員に接触した者又は接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① PFI法第9条第1項各号に定める欠格事由に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 公告日から落札者決定までの間に、茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱及び茨木市物品等登録業者指名停止要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ⑦ 事業者候補者選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び茨木市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第3号のいずれにも該当しないこと。
- ⑨ 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

- ⑩ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者でないこと。
- ⑪ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者でないこと。
- ⑫ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・ 株式会社日建設計総合研究所（所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号）
 - ・ 日建設計コンストラクションマネジメント株式会社（所在地：東京都文京区後楽一丁目 4 番 27 号）
 - ・ 関西法律特許事務所（所在地：大阪府中央区北浜二丁目 5 番 23 号）
 - ・ 有限会社北摂鑑定（所在地：大阪府北区西天満四丁目 4 番 12 号）

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員のうち①から⑥の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、③にあたる者及びその関連会社が、②を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和 4 年度茨木市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m²以上の公共施設（平成 23 年（2011 年）4 月以降に竣工したものに限る）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- エ HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設の設計実績を有していること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和 4 年度茨木市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m²以上の公共施設（平成 23 年（2011 年）4 月以降に竣工したものに限る）の工事監理業務の実績を有していること。
- エ HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校給食施設の工事監理実績を有していること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 令和4年度茨木市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されていること。
- ウ 入札公告時点で最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建設工事の種類の「建築一式工事」の総合評定値（P点）が、市内業者770点以上、市外業者1,250点以上であること。
- エ 国、地方公共団体が発注した公共施設（平成23年（2011年）4月以降に竣工したものに限り）の施工業務を元請けとして履行した実績を有していること。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次の要件を満たしていること。

- ア 令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登載されていること。

⑤ 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- ア 令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 平成23年（2011年）4月以降に、ドライシステムの学校給食施設において、3,000食/日以上提供能力のある施設の運營業務の実績を有していること、又は、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年厚生省生活衛生局長通知第85号）に基づき、同一メニューを3,000食/日以上提供する調理施設の運營業務の実績を有していること。

⑥ その他業務を行う者

その他業務を行う者は、次の要件を満たしていること。

- ア 令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登載されていること。

※本事業の入札公告時点で、令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登載がない者については、令和4年（2022年）5月9日（月）17:00までに別途申請書類を提出し、本市の承認を得た場合は、本事業に限り①～③のそれぞれイ、もしくは④～⑥のそれぞれアの要件を満たすものとみなす。該当する者は、個別に市に連絡し、申請書類の指示を受けること。

(3) 地域貢献への配慮

入札参加者は、構成企業又は協力企業の選定にあたり、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

なお、入札参加者が提出した提案書の評価にあたって、地域貢献への配慮に係る評価方法の詳細については落札者選定基準を参照することとする。

(4) 参加資格要件の喪失

入札参加者の構成企業が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。なお、構成企業の除外は当該企業の除外後も応募グループが参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	事業スケジュール	
令和4年 (2022年)	4月5日(火)	入札公告、入札説明書等の公表
	4月16日(土)	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
	4月5日(火)～ 20日(水)	入札説明書等に関する第1回質問受付
	5月9日(月)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答公表
	5月9日(月)	【令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登載がない者のみ】申請書類の受付締切
	5月16日(月)	入札参加資格審査書類の受付締切
	5月23日(月)	入札参加資格審査結果の通知
	5月9日(月)～ 27日(金)	入札説明書等に関する第2回質問受付
	6月1日(水)～ 3日(金)	個別対話の実施
	6月14日(火)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
	7月15日(金)	提案審査書類の受付
	9月下旬	提案書に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーション含む)
	9月下旬	落札者の決定・公表
	10月頃	基本協定締結
	11月頃	仮契約締結
12月頃	事業契約締結	

IV 入札に関する事項

1 入札手続き

(1) 説明会及び現地見学会

① 開催概要

入札手続きに関する説明会及び現地見学会を以下のとおり開催する。

開催日時	令和4年(2022年)4月16日(土)		
	①	②	③
	9:30～	11:00～	14:00～
内容	入札手続きに係る説明会	配送校の見学	事業予定地の見学
会場	茨木市役所南館8階中会議室	茨木市立養精中学校(茨木市駅前四丁目7番60号)	事業予定地(茨木市彩都はなだ一丁目2番3、2番4、3番1)
集合場所	茨木市役所南館8階中会議室	養精中学校の正面玄関に現地集合 ※養精中学校敷地内に駐車はできません。近隣のコインパーキング等(市役所駐車場も可)をご利用ください。	西側敷地に現地集合 ※事業予定地内(西側敷地)に無償で駐車可能です。

② 申込方法

令和4年(2022年)4月11日(月)12:00までに電子メールにて以下の内容を送付すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・参加企業名・参加人数(最大2名まで)・参加回(①、②、③)・代表者名・連絡先(メールアドレス及び電話番号) |
|--|

③ 留意事項

説明会及び現地見学会の参加にあたっては、各自で体調管理(発熱・下痢等のないこと)を行い、体調が優れない場合は参加を控えること。また、当日はマスク着用の上、現地にて市が実施する検温・健康チェックシートの記入に協力すること。なお、②配送校の見学の参加者は、各自で上履きを持参すること。

④ 備考

説明会及び現地見学会で資料の配布は行わない。

①、②、③いずれかのみでの参加も可とする。

(2) 入札説明書等に関する第1回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

令和4年(2022年)4月20日(水) 17:00

② 提出先及び提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式-1）に記入の上、茨木市教育委員会 教育総務部 学務課あて電子メールでのファイル添付により提出すること。

(3) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答を令和4年（2022年）5月9日（月）までに市ホームページにおいて公表する。

(4) 入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の受付

本事業への参加を希望する者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書（以下、「入札参加資格確認書類」という。）を以下のとおり提出しなければならない。

① 受付期限

令和4年（2022年）5月16日（月） 17:00

② 提出先

茨木市教育委員会 教育総務部 学務課

③ 提出方法

持参又は信書を送ることのできるサービスによる送付により提出すること。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

市は、提出された入札参加資格確認書類を審査した上で必要があると判断した場合、以下に示す参加資格確認基準日までに当該入札参加資格確認書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

① 参加資格確認基準日

令和4年（2022年）5月23日（月）

② 確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、参加資格確認基準日にそれぞれ通知する。

③ 入札参加資格の取り消し

入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該入札参加資格を取り消す。

(6) 入札参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面により市に説明を求めることができる。

① 受付期間

入札参加資格確認結果の通知から7日以内

② 提出先及び提出方法

審査結果等に関する理由説明の請求書（様式2-3）に記入の上、茨木市教育委員会 教育総務部 学務課あて電子メールでのファイル添付により提出すること。

(7) 入札参加資格がないと認めた理由の回答

入札参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7日以内に行う。

(8) 入札説明書等に関する第2回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

令和4年（2022年）5月27日（金） 17:00

② 提出先

茨木市教育委員会 教育総務部 学務課

③ 提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式-1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(9) 個別対話の実施について

入札参加資格があると認められた者が市のニーズを的確に理解することを目的として、入札説明書等に関する第2回質問を基に、市と対面形式で質問と回答を行う個別対話を実施する。詳細については入札参加資格確認結果通知にあわせて対象者に連絡する。

① 開催時期

令和4年（2022年）6月1日（水）～3日（金） のうちいずれか

② 開催場所等

茨木市役所内

※状況により、オンライン会議システム等での実施を検討する

(10) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等に関する第2回質問に対する回答を令和4年（2022年）6月14日（火）までに市ホームページにおいて公表する。

(11) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届(様式2-1)を茨木市教育委員会教育総務部学務課に提出すること。

(12) 入札及び提案審査書類の受付

入札参加者は、提案審査書類(「VIII 入札書類」を参照)を以下のとおり提出しなければならない。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

① 日時

令和4年(2022年)7月15日(金) ※時刻は別途通知する

② 場所

茨木市役所南階6階会議室

③ 入札参加者

原則として、代表企業とする。ただし、「委任状(代表企業用)」(様式1-11)を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

④ 提出方法

持参により提出すること。

⑤ 入札及び開札の手順

入札及び開札は、代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、この際の入札価格の公表は行わない。また、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札(2回目)は行わない。

(13) ヒアリング等

市は、入札参加者に対し、令和4年(2022年)9月下旬(予定)に提案書(「VIII 入札書類」に示す提案書IからXをいう。以下同じ)の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等を必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議の上で、提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(8) 入札書類の取扱い

入札参加者は、提出した入札書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、市は入札参加者に入札書類を返却しない。

(9) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(11) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札に参加する資格がない者のした入札
- ② 入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札
- ③ 金額を訂正した入札

- ④ 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印の無い入札
- ⑤ 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした入札
- ⑧ 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 入札予定価格

本事業の予定価格は、11,164,496千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。消費税及び地方消費税を加えた額は、12,280,946千円を超えないこととし、超えた場合は、当該入札を無効とする。

V 落札者の決定

1 落札者の決定

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格確認及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者決定基準に示す。

提案審査のうち性能審査及び価格審査については、事業者選定委員会において比較検討を行い、最優秀提案を選定する。

市は、事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

2 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

事業用地	西側敷地	東側敷地
		茨木市彩都はなだ一丁目 3番1
敷地面積 (計 17,687 m ²)	13,289 m ²	4,398 m ²
接続道路・幅員	北側道路： 府道 茨木箕面丘陵線・25.00m 南側道路： 市道 彩都はなだ4号線・7.30m 東側通路：市道 市道 彩都はなだ3号線・7.30m	北側道路： 府道 茨木箕面丘陵線・25.00m 南側・西側道路： 市道 彩都はなだ3号線・7.30m
用途地域	準工業地域	第二種住居地域
防火・準防火地域	準防火地域	
高度地区	第五種高度地区 建築物の高さの最高限度：22m	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
調理能力	最大 9,000 食／日（アレルギー対応食 90 食／日及び食べる機能に配慮した給食 5 食／日を含む） ※配送校数は、供用開始時点で中学校 14 校とする。	
献立方式等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 献立。 1 献立につき主食 1 品及び副食 3 品程度を基本とする。 ・ 週 4 回程度炊飯、週 1 回程度パン食を実施する。 ・ 希望者にはアレルギー対応食（除去食）を提供する（最大 90 食程度・2 献立）。対応アレルゲンは乳・卵の 2 品目除去を想定している。 ・ 将来的にはアレルギー対応マニュアル等に準拠して、対応アレルゲンの種類を増やす可能性がある。 	

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I (5)③事業の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 業務の委託

事業者は、入札書類に示したとおり、構成企業又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、全て事業者が責任を負うものとする。

4 入札時算定用年間給食提供食数

入札価格の算定にあたっては、年間提供日数及び1日あたりの食数は以下のとおりとする。(教職員数の想定も含む)

年度	年間提供日数	一日当たり提供食数	
		1日当たり食数	うち、アレルギー対応食
令和6年度(2024年度)	48	8,270	84
令和7年度(2025年度)	198	8,199	81
令和8年度(2026年度)	198	7,950	79
令和9年度(2027年度)	198	7,905	79
令和10年度(2028年度)	198	7,851	79
令和11年度(2029年度)	198	7,800	78
令和12年度(2030年度)	198	7,747	77
令和13年度(2031年度)	198	7,650	77
令和14年度(2032年度)	198	7,556	75
令和15年度(2033年度)	198	7,468	75
令和16年度(2034年度)	198	7,372	75
令和17年度(2035年度)	198	7,280	74
令和18年度(2036年度)	198	7,218	73
令和19年度(2037年度)	198	7,163	73
令和20年度(2038年度)	198	7,102	73
令和21年度(2039年度)	68	7,042	73

5 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価から構成される。

(ア) 本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、本施設の建設完了前の令和5年度(2023年度)末に、それまでの出来高部分の10分の8以内の額について、事業者へ支払う。また、その残りの金額のうち一定額を、本施設の引渡後に、事業者へ一括支払いを行う。さらに、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計・建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を割賦払いにて支払う。

(イ) 開業準備及び維持管理・運営に係るもの

事業者が実施する開業準備及び維持管理運営に係る対価について、市は維持管理運営期間にわたって事業者へ支払う。支払いは年4回行うこととし、事業者から申し出があれば、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

(ウ) 維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。

6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス対価を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

7 保険

事業契約書(案)を参照すること。

8 市と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考えに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

9 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

VII 契約に関する事項

1 契約手続き

- (1) 落札者と市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。
- (2) 落札者は本事業を実施するための特別目的会社を設立し、市は特別目的会社と仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が茨木市議会の議決を経た場合に本契約となる。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

5 特別目的会社の設立

- (1) 特別目的会社は、茨木市内に設立するものとする。
- (2) 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 応募グループの構成企業は、事業者に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えることとする。特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- (4) 構成企業以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

6 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

7 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。係る協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- (1) 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- (3) 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

VIII 入札書類

入札参加者が市に提出する入札書類は次のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

1 入札参加資格確認書類

様式	
1	入札参加表明書（様式1-1）
2	入札参加資格確認申請書（様式1-2）
3	設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-3）
4	工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-4）
5	建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-5）
6	維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-6）
7	運營業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-7）
8	その他業務を行う者の参加資格要件に関する書類（様式1-8）
9	入札参加者構成表及び役割分担表（様式1-9）
10	委任状（構成員→代表企業）（様式1-10）
11	委任状（代表企業用）（様式1-11）
12	暴力団対策に係る誓約書（様式1-12）
13	会社概要書
14	決算報告書
15	商業登記簿謄本
16	消費税及び地方消費税の納税証明書
17	茨木市税の納税証明書

2 その他関係書類

様式	
1	入札辞退届（様式2-1）
2	構成企業等変更承諾願（様式2-2）
3	審査結果等に関する理由説明の要求書（様式2-3）

3 提案審査書類

様式	
入札に関する 提出書類	提案審査書類提出書（様式0-1）
	入札書（様式0-2-1）
	入札価格内訳書（様式0-2-2）
	要求水準に関する確認書（様式0-3）
提案書Ⅰ （事業計画提案書）	事業実施体制（様式Ⅰ-1）
	事業継続に関する提案（様式Ⅰ-2）

	資金調達計画に関する提案（様式Ⅰ-3）
	事業収支計画に関する提案（様式Ⅰ-4）
	リスク管理の考え方（様式Ⅰ-5）
	地域社会、地域経済への貢献に関する提案（様式Ⅰ-6）
提案書Ⅱ (施設整備提案書)	全体計画の概要に関する提案（様式Ⅱ-1）
	施設計画の概要（様式Ⅱ-2）
	給食エリア外の動線計画に関する提案（様式Ⅱ-3）
	給食エリアのゾーニング、配置及び動線計画に関する提案（様式Ⅱ-4）
	各室の環境衛生・快適性に関する提案（様式Ⅱ-5）
	調理設備機器の性能に関する提案（様式Ⅱ-6）
	安全性・防災性に関する提案（様式Ⅱ-7）
	経済性に関する提案（様式Ⅱ-8）
	環境負荷の低減に関する提案（様式Ⅱ-9）
	周辺の環境保全及び外観に関する提案（様式Ⅱ-10）
	施設整備に関する体制及びモニタリングに関する提案（様式Ⅱ-11）
	施工計画・工程計画に関する提案（様式Ⅱ-12）
提案書Ⅲ (開業準備提案書)	開業準備計画に関する提案（様式Ⅲ-1）
提案書Ⅳ (維持管理提案書)	維持管理業務体制に関する提案（様式Ⅳ-1）
	維持管理業務内容に関する提案（様式Ⅳ-2）
	長期修繕計画・事前終了時の引継ぎに関する提案（様式Ⅳ-3）
提案書Ⅴ (運営提案書)	運営体制に関する提案（様式Ⅴ-1）
	調理業務に関する提案（様式Ⅴ-2）
	衛生管理業務に関する提案（様式Ⅴ-3）
	事故の未然防止・再発防止、緊急時の対応に関する提案（様式Ⅴ-4）
	アレルギー対応食の提供に関する提案（様式Ⅴ-5）
	配送・配膳業務に関する提案（様式Ⅴ-6）
	献立作成、食育推進支援に関する提案（様式Ⅴ-7）
	業務従事者の確保や人材育成、働き方に関する提案（様式Ⅴ-8）
提案書Ⅵ (その他提案書)	災害時の機能維持や機能回復・復旧に関する提案（様式Ⅵ-1）
提案書Ⅶ (計画図面等提案書)	面積表（様式Ⅶ-1）
	仕上表（外部及び内部）（様式Ⅶ-2）
	配置計画図（縮尺1/500）（様式Ⅶ-3）
	平面図（各階）（縮尺1/300）（様式Ⅶ-4）
	立面図（2面以上）（縮尺1/300）（様式Ⅶ-5）
	断面図（2面以上）（縮尺1/300）（様式Ⅶ-6）
	イメージスケッチ（外観及び内観）（様式Ⅶ-7）
	構造計画概要（様式Ⅶ-8）
	建築設備計画概要（機械・電気）（様式Ⅶ-9）

	調理設備計画概要（様式Ⅶ-10）
	備品リスト（様式Ⅶ-11）
	調理作業工程表・作業動線図（様式Ⅶ-12）
提案書Ⅷ （事業収支等提案書）	収支計画の前提（様式Ⅷ-1）
	資金調達計画書（様式Ⅷ-2）
	市の支払う対価（年度別）（様式Ⅷ-3-1）
	市の支払う対価（四半期別）（様式Ⅷ-3-2）
	資金収支計画表（様式Ⅷ-4）
	損益計算書・消費税等計算書（様式Ⅷ-5）
提案書Ⅸ （提案価格等提案書）	初期投資費見積書（様式Ⅸ-1）
	維持管理費見積書（年次計画表）（様式Ⅸ-2）
	維持管理費見積書（内訳表）（様式Ⅸ-3）
	修繕・更新年次計画表（様式Ⅸ-4）
	修繕・更新費見積書（内訳表）（様式Ⅸ-5）
	運営費見積書（年次計画表）（様式Ⅸ-6）
	運営費見積書（内訳表）（様式Ⅸ-7）
	開業準備費見積書（様式Ⅸ-8）
固定料金・変動料金の考え方（様式Ⅸ-9）	
提案書Ⅹ （事業スケジュール）	事業スケジュール（様式Ⅹ-1）

IX その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は以下のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。

ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

② 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前による書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4 入札手続きに関する問い合わせ

入札手続きに関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

茨木市教育委員会 教育総務部 学務課 中学校給食推進チーム	
住所	〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館6階
電話	072-620-1681
FAX	072-623-3999
E-mail	chu-kyu@city.ibaraki.lg.jp
ホームページアドレス	https://www.city.ibaraki.osaka.jp/index.html